

## 資 料

## 土佐藩農書『農業之覚』

田 村 安 興

## 序

土佐藩農書『農業之覚』は元土佐藩主山内家に所蔵されてきたものである。原本、写本とも戦災で消失し、戦前期撮影された写本のマイクロフィルムが『日本林政史史料』に収められているが、農書としてのその存在は全く知られていなかった。この農書の由来は、「民の艱苦をしるべきために郡のつかさに言つけてかかしめたるなり」とある様に、藩主が郡奉行に命じて作らせたものである。但し直接の執筆者は恐らく庄屋層ではあるまいか。その点では近世土佐の代表的農書である『耕耘録』と性格を一にするものである。

さて、この農書『農業之覚』の約四分の三は土佐藩三農書の一つ『治生録』の一項に符合している。『農業之覚』の冒頭、一、苗床前年十月頃より……から、一、麦作奥山分ハ御城下辺より……の節までが『治生録』に含まれている。しかし、それ以降資料で紹介する『農業之覚』の各節は『治生録』には収められていない。また『農業之覚』にある様な序言は『治生録』にはない。そして、『治生録』と符合する部分にも多少の相違がある。そのため、本資料紹介では、高知県立図書館に所蔵されている『治生録』の原本(資料1)、戦後、『近世村落自治史料集』で紹介された『治生録』(資料2)と本農書『農業之覚』(資料3)との対照を(注)で示した。

ところで『農業之覚』と『治生録』はいったいいかなる関係にあるのか。『農業之覚』の序言にある「此農業乃書ハ民の艱苦をしるべきために郡のつかさに言つけてかかしめたるなり」、これと『治生録』の末言にある、「未ノ六月差上候扣」(本資料注57に示す)との両文の比較から次の様な推測が可能である。第一に、時の藩主は郡奉行を通じ、『農業

---

資料(1) 『治生録』(高知県立図書館 山内文庫所収)

資料(2) 『治生録』(近世村落研究会編『近世村落自治史料集第二輯 土佐国地方史料』所収、資料(1)に依っている。)

資料(3) 『農業之覚』(戦前期、山内家所蔵 戦災にて焼失、写本は日本林政史史料に所収)

之覚』の著者の所へ農書作成を命じた。『農業之覚』の著者は作成したあと原本を上納し、手もとに置いた写が『治生録』であった。第二に、『農業之覚』の著者は『治生録』の著者と別におり、『農業之覚』が藩主に提出された後、この本の写本が庄屋層の間で流布された。その写本の一つが『治生録』であった。こういう推測も可能である。いずれが正しいかは、今後の調査を待たねばならない。

従来、『治生録』の著者とされてきた人物、また同時に『農業之覚』とも深く関わっているとされる人物は、吾川郡東諸木村（現春野町）庄屋堀内市之進である。故横川末吉氏の調査によれば、堀内市之進は天保九戌年（1838年）12月7日、92才で亡くなっている。生まれは逆算すると1746年（延享三年）である。『治生録』の成立年次は寛政二年（1780年）とされている。これより先、先祖伝助は、享保十二年未年（1727年）庄屋に仰付られ、三代勤めた。伝助とは市之進の祖父にあたる人物である。（三代とは、伝助——郷左エ門——市之進である）しかし、文政五午年（1822年）市之進の子、長平過失の義あり、この事によって市之進は庄屋役名字帯刀召放され、潮江村にて地下帳に入り俣に罷在、とされた。

『治生録』成立年は寛政二年（1780年）とされてきたが、それは『治生録』表紙に書かれた年代である。本資料で紹介した部分と符合する『治生録』の箇所には、「未ノ六月差上候扣」とある。この後続けてすぐ、『苗代御書附写』なる文書があり、そこには享保17子九月写とある。享保17年以前が一番近い未の年は享保12年（1727年）である。従って『治生録』のこの部分、及び『農業之覚』は、この年に書かれた可能性がつよい。この年は堀内市之進の祖父伝助が東諸木村庄屋役を譲受た年である。市之進の生誕は1746年であるから、市之進の生まれる19年も以前の事である。従って『治生録』に収められている農書は市之進が表書し、一冊にまとめたものではあるが、祖父の代から書きつづってきた備忘録的なものと見做す事ができる。『農業之覚』も市之進ではなく、祖父伝助が関わったものである。祖父伝助が庄屋着任年に、彼が藩主の命により直接作成したか、あるいは別本を写本したものであろう。

この様に考えると『治生録』の構成の不統一も首肯できる。『治生録』の構成は以下の如くである。○寛政二戌ノ秋稲作厚薄様荊左之通 ○越前養蚕御書 ○桑の入様の事 ○物忌の事 ○秩父蚕のはなし ○木綿作りやうの事 ○こやしの事 ○京都東寺の辺ニテ藍作りやうの事 ○菜種の事 ○蚕の事 ○蚕養様ノ事 ○道中筋ニテ木綿織やうの事 ○葛布の事 ○胡羅 人参植様ノ事 ○茄子蒔様事之左ニ書附入御覧候 ○木綿植付之法 ○ナハしろ下地之事 この様な構成の中で、『農業之覚』の一部は、木綿植付之法に続いて挿入されており、表題は無い。しかしこの部分が最も長文である。幕末の商品生産の発展を示す様に、養蚕、野菜、木綿、菜種、などに関する記述が主要であるが、その中で唯一米麦に関する記述部分が当該箇所である。

『農業之覚』は土佐藩農書の中で、筆者が知る限り最もふるいものである。『耕耘録』『農

家須知』、『物紛』（夜須町役場所蔵）、など他の土佐藩農書と比較すると、当時の生産力段階をみる上で興味深いものがある。これら土佐藩農書にはそれぞれ特徴がある。『耕耘録』には作付体系、労働日数が最も詳細に記録されている。『農家須知』は医師の手になるものだけに、やや理論的な色彩がつよい。『農業之覚』は非常に簡潔ではあるが、農作業の配分、農具の様式、施肥の地域性、作業暦、など、当時の土佐の農業が要点をおさえて記述されている。また、土佐は80パーセントを超える部分が山林によって占められており、耕地は狭少である。そのため奥深い山村でもかなりの人口包容力を持っていた。『農業之覚』には、この奥山分の農業について記述されている点も、記録が少ないだけに貴重である。

### 農業之覚

此農業乃書ハ民の艱苦をしるべきために郡のつかさに言つてかかしめたるなり国を治むる人ハ下請をして仁をほどこすぞよき上乃仁心下にひろまり下情上に通すれば則こそ君民一体之民惟邦本固邦寧と古語にも侍るぞかし能々考見たまふべし

御城下より東西五六里南北三里其外浜辺并ニ奥山分農作之事

- 一、苗床前年十月頃より鋤返し置彼岸前ニ又鋤返し夫より水田ニ仕成申候
- 一、いつにても種子を包ミ候儀春彼岸前ニ吉日を撰ミ粃を出し日ニ干し包申候尤日ニほし候得バ早く萌申候ニ付日ニ当て申候
- 一、二月彼岸ニ種子を水ニ漬申候奥山分乃雲行を見合せ寒さめ不申様子ニ候得バ彼岸の中又ハさめニ粃を漬申候いつも大方彼岸の入ニ粃を漬申候
- 一、種子を水ニ漬候得バ苗床へ水をしめ牛馬ニ而かき立て土を水乃ごとく仕成こ糸を入れ馬<sup>ウマ</sup>鞆<sup>ツツ</sup>乃子に竹を編ミ付ケ苗床を踏み地平等仕成置キ申候
- 一、種子を昼分三日水ニ漬四日より夜分かまどの口に積み<sup>ツツ</sup>庭をさせ昼分は日ニ干し七日ぶりに<sup>ツツ</sup>は萌へ苗床へ蒔申候尤年ニより不時ニ寒ク候得バ日数ハ九日も遅ク<sup>ツツ</sup>蒔<sup>ツツ</sup>申候
- 一、種子を蒔申事隣家数々申合せ蒔申候に付祝ヒと申シ苗床乃水口へ酒をちろり又ハ徳利ニ入レさばいへ<sup>ツツ</sup>備へ残りを百姓共載申候種子包候儀ニ粃付キ申ス分を取集め候而鳥の口を屋くと申し屋<sup>ツツ</sup>き米を搗<sup>ツツ</sup>きは以てさばい江備へ祝ヒ申候
- 一、蒔候日数七八日水底ニ相成候様ニ仕九日ぶりニ水を落し大<sup>ツツ</sup>躰ニほし日ニ当テ候得バ苗ニ相成申候蒔候而より十一日ぶりにこ糸を掛ケ<sup>ツツ</sup>又廿日ぶりに見合セこ糸を掛申候
- 一、種子を蒔候日より苗生立よろしく候得バ廿九日卅日ぶりより植申候

1) 資料(1)には「遅ク蒔申候」とある

2) 資料(1)には「こ糸を懸け」とある。以下同様略す。

- 一、種子を蒔候而より<sup>3)</sup> 卅三日ぶりニハ苗厄<sup>4)</sup> と申シ植不申四月八日ニハ勿月田と申植不申候而日を除キ申候
- 一、種子蒔候而より日数廿四五日の中ハ日之内ニ五度七度生立乃様子水の入加減を見合申候種子の糶地一反二升目何程と積りを以夫々宛ニ仕ル物ニ付生立により不足之所<sup>5)</sup> 相考猶手入方を情ニ入申候尤不足仕候節ハ種子追蒔と申候而跡<sup>6)</sup> より蒔申候得共追蒔ニハ取目無御座候ニ付苗互ニ<sup>7)</sup> 貰合ヒ植申候
- 一、地一反ニ太糶種子一斗
- 一、地一反ニ吉糶一斗より六升迄種子ニ置申候但太苗ハ三本より五本迄取揃植申候吉苗ハ四本より一本迄取揃植申候尤吉ニハ数本植申と悪舗品<sup>8)</sup> 御座候吉稲只今ハ他国よりも取寄品々作申候
- 一、糶一升ニ付苗二十五把生立チ申ものニ而御座候得共早く植申候時ハ苗二十五把ハ無御座候<sup>9)</sup>
- 一、地一反ニ付五月女九人又ハ拾人役ニ而植申候
- 一、稲作り申田ハ前年八月より九月迄之内打返し候得ハ草の根断よく田和らき申ニ付手廻能キ者ハ八月九月中ニ耕し置キ申候不手廻りの者ハ遅ク田を打チ申ニ付翌年粒毛生立チよろしからず候
- 一、彼岸二月中旬ニ候得ハ稲植申田下拵仕又打返し申儀正月中頃より初打返し其上を牛馬ニ而二度かき返し其上牛馬のふんに藁あくた草の類をませくろニ積ミ蒸し置キ候而こやしニ入又牛馬ニ而かき返し其上へこゑを打掛け又牛馬ニ而かき返し置植申ス一兩日前ニ又牛馬ニ而植しろがきと申しかきならし其上をゑふりにて地の高昇を平等植申候
- 一、能キ日柄を見田を植初メ申候尤植初申ハ能キ田を撰ミさばいと申候て櫛の葉又ハ竹乃枝を水口に立米酒經節をかき水口ニ而祝五月女ニも残を為祝申候当日田植初さばいの祝とて隣家之者を呼び飯平皿にハ干シ大根ふき肴ほうるめざこの類ヲ入酒を造り置祝申候
- 一、小身のもの酒造申事の不相成ものも高知より酒少々ニ而も求メ植初水口祝イ仕候
- 一、春田麦田<sup>10)</sup> 共稲植仕廻<sup>11)</sup> 申所乃田より五月女苗を少し取帰り苗并ニ酒を恵比須棚江備へさなばりと申シ祝仕候

3) 資料(1)には 「種子を蒔卅三日ぶり」とある。

4) 資料(1)には「苗役」とある。

5) 資料(1)には 「不足之処」とある。以下同様略す。

6) 資料(1)には 「候而後より」とある。

7) 資料(1)には 「苗互ニ」はない。

8) 資料(1)には 「悪敷品」とある。以下同様略す。

9) 資料(1)には 「糶一升ニ付苗二十五把……無御座候」まで、この節がない。

10) 「春田」とは一毛作田、主として湿田をさす。「麦田」とは二毛作田である。資料(2)にはこれを「夏田」とあるが誤まり。

11) 資料(1)には 「稲植仕廻申」とある。

- 一、植付候而より<sup>12)</sup> 廿日頃ニ一番草を取初メ申候<sup>13)</sup> 三番草ニ而取納メ申スも御座候又ハ四度<sup>14)</sup> も草取申所も御座候春田分ハ大方三四度ニ而<sup>15)</sup> 取納申候
- 一、田を植候而より一番草を取申ス迄ハ一日に一度二度ヅ、立廻り水の加減を見合せ申候水廻り悪舗所ハ昼夜ヲ不限<sup>16)</sup> 立廻り見合せ申候長早ニ候得ハ夜分モ水口ニ相詰メ居申候尤水廻り悪舗所ハ何ク<sup>17)</sup> の村ニ而も大分ハ無御座候
- 一、草取<sup>18)</sup> 申スと直ニ水の間申ス廉又ハ粒毛能ク出来候所へ立廻り水をほし稲の穂濡レもゑ不申様ニ手入仕申候いつにても平虫と申ス虫穂の出口を吸申スに付朝夕取申候尤日出候得ば虫穂の本へはいり見へ不申候ニ付朝夕取申候
- 一、麦跡ハ取分草はへ申ニ付六七度も草を取申候尤麦跡の稲ハ植付遅ク候故手入を急ニ不仕候得ハ稲不出来ニ御座候<sup>19)</sup> 植付候而より間も無く穂ニ相成申スニ付春田と違七八日ニ一度ヅ、草を取こやしも度々入レ申候
- 一、六月の土用さめ申節ニ早稲を刈<sup>20)</sup> 申候尤早稲ハ吉ニ而候所取目無御座<sup>21)</sup> ものにて少々作り申候此稲苗床地へ作り其刈跡を糞ほし場ニ仕申候尤此糞を摺仕成仕一番ニ御急用米ニ上納仕候
- 一、土用さめ十日斗も仕太糞を刈初夫より段々吉太共刈込ミ申候
- 一、太稲ハさざらと申物又ハ搗臼ニ当テ打落し申ニ付こなしやすく御座候
- 一、吉稲ハ鉄箸ニ而こき申候  
但先年ハこきはしを<sup>22)</sup> 女竹の長サハ八九寸程の竹二本合せこき申候所今ハかなばし<sup>23)</sup> にてこき申ニ付博取申候
- 一、太稲はほし不申其俵ニ入レ六七日むし置夫レよりほし上ゲすり候得バ米傷ミ不申候刈取直ニほし申候得バ米割レ傷ミ申ニ付先ツ俵ニ入レ置夫レよりほし上ケ申候
- 一、吉稲ハ刈取直ニ日ニほし不申候へバ色悪舗ク米傷ミ申ニ付太之様ニ夥舗刈仕成一所ニハ難相成御座候

12) 資料(1)には 「植付廿日頃」とある。

13) 資料(1)には 「取初め三番草」とある。

14) 資料(1)には 「又ハ四番も」とある。

15) 資料(1)には 「三四度取納申候」とある。

16) 資料(1)には 「昼夜ニ不限」とある。

17) 資料(1)には 「何方の村」とある。

18) 資料(1)には 「草取納申ス」とある。

19) 資料(1)・(2)には 「稲出来悪候故植付候日より」

20) 資料(1)には 「早稲を刈申候」とある。以下同様略す。

21) 資料(1)には 「尤早稲を吉ニ而候所取目少きものにて」とある。

22) 資料(1)には 「こきはしとて女竹の」とある。

23) 資料(1)には 「今ハ鉄箸故埒明申候」とある。

- 一、稲を刈其日毎々今日の刈田ニハ御貢物何石相立<sup>24)</sup>所<sup>25)</sup>何石有之ニ付右御貢物ニ引合過<sup>25)</sup>不足相考申候
- 一、吉太共刈入仕候内<sup>26)</sup>より<sup>27)</sup>糶を摺俵ごしらへ仕候而御蔵納仕候
- 一、糶を摺候唐臼之<sup>27)</sup>仕成指渡し一尺八寸ニ而能ク御座候右臼を廻し申ス男三人唐箕ニ而さび申ス女一人米と糶を取分ケ申ス女二人一番どをし<sup>28)</sup>より二番三番迄通し申候尤籠の目に大小御座候二拾四五ヶ年以來ハ万石籠と申候而<sup>29)</sup>銅の網ニ而仕成申候物上方より下り此頃手廻り能キ者ハ大方相求メ通し候所よく米糶分カリ申ものニ而御座候<sup>30)</sup>
- 一、右男女六人ニ而夜ハツ時より翌日七ツ時<sup>31)</sup>迄精出し摺候得バ摺米六石程御座候
- 一、小身乃者唐臼指渡し一尺五六寸にて御座候ニ付<sup>32)</sup>人役も入不申候糶も右ニ准じ米ニ成申候  
但前々ハ木臼も御座候唯今<sup>33)</sup>も奥山分稻の少々御座候所ハ今ニ<sup>34)</sup>木の臼に而御座候尤小身の者ハ手箕ニ而さび申候時ニより<sup>35)</sup>唐箕をかり寄せさび申候
- 一、糶を摺仕廻申スと庭上ケと申候而<sup>36)</sup>酒を恵比須棚へ備へ祝申候
- 一、御蔵拂仕儀<sup>37)</sup>摺置候米を唐箕にてさび籠ニ而三度通し俵へ斗り入レ申候俵措置屋分ハ得<sup>38)</sup>不仕大方夜分ニ仕成仕候<sup>38)</sup>
- 一、御城下御蔵納仕村々東西南北道のり<sup>39)</sup>二三里斗ニ而御座候<sup>40)</sup>其余ハ御国中手寄り之納所仕候得共仕成方一様ニ御座候
- 一、麦作之儀毎年八月より草藁あくたニ牛馬の糞をませくさらせ置申候而こやしニ入レ申候<sup>41)</sup>

24) 資料(1)には「何石相立糶何石」とある。

25) 資料(2)には「右貢物ニ引合通不足相考申候」とあるがこれは誤まり。

26) 資料(1)には「刈入仕候中より」とある。

27) 資料(1)には「唐臼乃仕成」とある。

28) 資料(1)には「女二人一番どふしより」とある。

29) 資料(1)には「万石籠ト申候而赤銅の網ニ而仕成候物」とある。

30) 資料(1)には「米糶分り申候」とある。

31) 資料(1)には「翌七ツ時」とある。

32) 資料(1)には「候ニ付」とある。

33) 資料(1)には「只今も奥山分」とある。

34) 資料(1)には「御座候所ハ木の臼に而」とある。

35) 資料(1)には「時により」以下がない。

36) 資料(1)には「庭上ケと申酒を」とある。

37) 資料(1)には「御蔵拂仕成之儀」とある。

38) 資料(1)には「仕成申候」とある。

39) 資料(1)には「東西南北共道法」とある。

40) 資料(1)には「二三里斗ニ而其余ハ」とある。

41) 資料(1)には「牛馬の糞をませくろに仕腐らせ置申候てこやしに入申候」とある。

- 一、八月中カ頃より稲の刈跡を干し置九月中頃ニ牛馬ニ而鋤返し日ニほし置申候尤堀上麦地之所ハ稻実入候節より地所をほし<sup>42)</sup>水を溜め不申候
- 一、九月末より鋤返し置候土くれ干申ニ付鋤又ハ横槌ニ而打割牛馬ニ而鋤返し又ハかき返しくれの割レ申ス迄幾度も牛馬ニ而すきかき仕候日和ニ候ヘバ右ノ通ニ仕候<sup>43)</sup>間も無ク雨降候ヘバ土干不申候ニ付牛馬ニ而鋤返し申儀相成不申鋤ニ而仕成候故夥鋪ク人役<sup>44)</sup>掛リ百姓共弥増ニ勞仕候尤干不申所ハ麦生立不宣候
- 一、麦を蒔申儀種をあごへ<sup>45)</sup>つまみ入れこ糸を掛其上へ右之八月より拵置候あくたごえを置あごをいやし申候尤其上ニ灰を置候<sup>46)</sup>ヘバ猶々能ク生立申候
- 一、十一月初頃より麦はへ出手入方ハ麦あごを打返しこ糸を掛ケ申候
- 一、麦あごを打返し草をひきこ糸を掛ケ申儀五度仕候得ハ能ク出来申候大方四度斗りならてハ得不仕候
- 一、麦ハ稻と違十分ニ取込ミ申儀ハ稀ニ御座候十月ニ蒔翌年四月時ニより五月迄実のり不申手入二人役掛リ申候
- 一、東西五里南北三里之村右之通ニ御座候右村柄ハ御城下よりだるごへを取寄セ稲麦共ニ掛ケ手入仕候ニ付手廻リ能キ者ハ高知よりこ糸を取<sup>47)</sup>上ケ度々かけ申ニ付能ク出来申候右村柄ハ高知より取候だるご糸ニ而作り付ケ<sup>48)</sup>申ス土地ニ付外のコやしニ而ハ思ひの俣ニ生立不申候
- 一、御城下より四五里浜近カ所<sup>49)</sup>ハ鯉の頭わた又ハ鬮を掛ケ稲麦共ニ手入仕候是又土地ニ相応仕候
- 一、御城下より四五里山分之村々御城下と違ヒ種子を漬申儀彼岸ニハかゝれは<sup>50)</sup>不申候大方二月末ニ種子をまき申候段々奥山分程稻植付ケ遅ク御座候<sup>51)</sup>寒さめ不申内ニ早ク種子を漬ケ候而ても萌不申ニ付寒のさめ申程を考へ種子を漬申候
- 一、耕申儀種子仕成等御城下ニ相替申儀無御座候<sup>52)</sup>
- 一、こやし仕儀苗代立道草を入れ<sup>53)</sup>又ハ浅木の柴を入レこやしニ仕候尤だるご糸無御座

42) 資料(1)には「稻実入候節より干シ水を溜メ」とある。

43) 資料(1)には「右ノ通ニ間も無ク」とある。

44) 資料(1)には「夥敷役掛リ」とある。

45) 資料(1)には「種をあだへつまみ」とある。

46) 資料(1)には「灰を置申候ヘバ」とある。

47) 資料(1)には「高知よりこ糸を取度々かけ申」とある。

48) 資料(1)には「右村柄にて高知より取寄せ申たるご糸ニテ作りつけ」とある。

49) 資料(1)には「浜辺之所鯉の頭わた」とある。

50) 資料(1)には「種子をつけ申儀彼岸には抱り不申候」とある。

51) 資料(1)には「奥山分程遅く御座候」とある。

52) 資料(1)には「御城下ニ相替儀無御座候」とある。

53) 資料(1)には「こやしの儀苗代道草を入レ」とある。

54)所ニ付右之通草柴土地ニ相応仕候

- 一、稲刈申儀植付遅候故九月十月頃迄も刈申村茂御座候
- 一、奥山分<sub>レ</sub>之村々麦作仕儀御城下より四五里隔り候村々御城下よりも早く麦をまき申候夫より奥山分<sub>ハ</sub>55) 猶々早くまき寒ニ相成不申内生立候様仕候
- 一、麦作奥山分<sub>ハ</sub>御城下辺より能ク出来申ス村々御座候然ニ御城下近と違麦実入前より庭を鋪候ごとく寝申候而実入不直相成候ニ付穂ニ相成不申前弘ニ浅木の長サ五尺程56)のあや木おると申ス物を麦の中ニ間も無く立候而麦寝不申様ニ仕候尤山分方乃こやしハ柴草をくろニ立置こやしニ入申候57)
- 一、山分作付之儀ハ住所より三里斗も御座候所ニ家内男女ニ不限足立之者引越地拵等仕種物時付式立毛植付等仕鹿喰荒し申に付所々江守家を建一人宛小家小家へふ夜分は声を立男子はから筒杯打人本ト不足之分ハ藁を一尺七八寸廻りニたばね火を付くすらせ申を火をいけ申ト唱申候自然守人眠り杯仕追声不仕候時ハ作物喰荒申候稲作被喰荒候而茂御貢物上納方ハ猪鹿喰荒し之申立御免方江相成不申故随分無油断仕候得共毎々被喰荒迷惑仕候儀も御座候
- 一、同諸作取入之節切畑等ハ作場遠方ニ付家内守家江引越取入仕小ごなし仕候且引越候中ハ其土地ニ出来えそばあわひえ等夫食ニ仕候尤稲作とふきびそばあわひえ麦取入候時ハ不残小ごなし得不仕稲木ト申丸太を両端ニ建竹木を以三四通横木を結付夫ニ掛上之留り江藁ニ而覆仕置作間ニ小ごなし仕候人家遠キ所ニ御座候稲木は其所ニ一人宛番仕候作之多少ニ寄稲木長短御座候先長三間より拾二三間も御座候
- 一、刈鋪下々畠ト申ハ三ヶ年作仕三ヶ年芝草為生立置作付之廻り年ハ夏なきと申六月ニ柴草を切なき置火を掛ケ焼其あくをこやしに仕初年ハ蕎麦を作り翌年ハ大豆小豆仕付又翌年ハあわを仕付其翌年より三四ヶ年も捨置柴草為生立置申候下々畠ト申ハ地盤肥草山ニて立置作仕ニ付作徳鮮故本モ立申百姓ハ作不仕小百姓迄作仕候
- 一、切畑山之儀ハ深山之にをニて諸木を切薙焼拂初年ハひゑを作り翌年蕎麦を作り又翌年ハ小豆を作り其跡ハ拾ヶ年も諸木為生立置又焼払右之通り作仕候右仕付申ひゑ一石蒔之地所ニ人役取入迄四五拾人役程掛り申候尤諸木切仕成より焼申迄人役百五六十人役掛り申候尤所務仕所ハ右一人役ニ八九合一升斗ニ相当り申候
- 一、山分筋ニ寄雑木生立地下人渡世にも不相成出し場悪鋪御留山御座候而猪荒防方人鮮所柄手ニ逢不申自然ニ御本田作荒ニ相成場所も多く御座候

54) 資料(1)には 「たるこゑ無御座候故ニ御座候」とあり、「右之通」以下はない。

55) 資料(1)には 「其より奥ハ猶々早く」とある。

56) 資料(1)には 「実入不直候ニ付穂ニ相成申さる前弘ニ浅木の長さ五尺斗の」

57) 資料(1)には この後に「未ノ六月差上候扣」とあり、これ以後の節はない。



## 執筆 者 紹 介

ふじ 藤	おか 岡	じゆん 純	いち 一	高知大学人文学部	助教授
ひろ 廣	せ 瀬	みき 幹	よし 好	高知大学人文学部	助教授
まつ 松	なが 永	けん 健	じ 二	高知大学人文学部	助教授
た 田	むら 村	やす 安	おき 興	高知大学人文学部	助教授

